

ノルン水上従業員寮規則

第1条（目的）

この規則は、ノルン水上寮（以下寮という）の使用について定め寮内の秩序を円滑に保つことを目的とする。

第2条（入寮心得）

寮生は、寮規則に従い規則を重んじ相互の親睦を図ると共に寮生活の風紀・秩序を維持し共同生活の向上に努めなければならない。

第3条（入寮）

従業員が入寮を希望する場合には、所定の申込書及び誓約書を管理課に提出し、支配人の承認を得なければならない。

第4条（退寮）

1. 従業員が退寮を希望する場合には、総務課へ連絡をし、各自個室の掃除を行ってから、いっさいの借用物を返却し退寮しなければならない。
2. 寮生が、次の事項に該当した場合には、速やかに退寮しなければならない。
 - (ア) 退職したとき
 - (イ) この規則に定める諸事項に違反したとき
 - (ウ) 責任者および寮管理人の指示に従わないとき、またそれが運営に支障をきたす時

第5条（門限）

門限は、仕事明けまたは、休暇の日については、原則として22時とするが、深夜勤務の者はこの限りではない。

深夜勤務の者が業務上22時以降に入外出する場合は、他の寮生の迷惑にならないよう速やかに出入りしなければならない。

第6条（外泊の届出）

寮生が、外泊する場合は、所定の方法で事前に行先、連絡先を報告しなければならない。

第7条（入浴時間）

入浴時間については、シャワーのみの利用は24時間使用可能だが、浴槽への入浴はできるだけ16:00～25:00までに済ませること。

また、寮管理人が、昼間浴槽の掃除をする間は、使用を控えること。

第8条（禁止事項）

寮生が、寮生活において次の事項を行うことは禁止する。

1. 許可された者以外の者を出入りさせること
2. 外来者を宿泊させること
3. 男女相互間の部屋の出入り
4. 指定された部屋以外の宿泊
5. 電気器具使用基準に違反する電気器具を使用すること
6. 暴力的行為、風紀、秩序を乱し他の寮生に迷惑をかけること
7. 寮の前の駐車

(寮の前の空地は、緊急時緊急車両の出動のため必ず空地にしておくことが法律で義務付けられている。事故の防止のため必ず寮に荷物を運ぶ場合は管理課に連絡のこと)

8. 外出時、及び強風時の窓の開放

9. 玄関ロビーに土足で上がること

第9条 (防 災)

寮生は、お互いに協力し火災防止、盗難防止及びその他の災害防止に努めなければならない。

1. 火気の取扱は特に注意し、ガスコンロの点火時は、絶対にその場を離れない。
熱器具の使用は、許可されたもの及び指定された場所以外では、使用してはならない。
2. 火災発生 of 未然防止に努め、特に通路・非常口・出入口・消化器の設置場所に物品を置いてはならない。
3. 火災その他非常時の処理については、予め熟知し万一事故の発生したときは、速やかに管理人室へ連絡するとともに災害を最小限に食い止めるよう最善の努力を払わねばならない。

第10条 (衛 生)

1. 入館の際は手洗い・うがい・アルコール消毒を必ず行い、自己防衛をしっかりと行わなければならない
2. 寮生は、公衆衛生に留意し、浴場・洗面所・洗濯場・トイレは、常に清潔に保つよう心掛けなければならない。
3. 寮生の部屋・所持品は、常に清潔に定期的に掃除、消毒を実施し環境衛生の保持に努めなければならない。
4. 寮生に伝染病患者または、その疑いのある病気の者が発生したときは、速やかに寮管理人・管理課に報告し、指示に従わなければならない。
場合により退寮して頂くこともありうる。

第11条 (建物・備品の管理)

寮生が、故意に建物および備品等を破損・消滅させたときは、現状に復しその費用を弁償しなければならない。

第12条 (貴重品の取扱)

貴重品については、各自の自主管理とし慎重に取り扱わなければならない。

第13条 (管 理)

管理人は、この規則により、寮内の風紀・秩序の維持、伝染病、火災、盗難、その他の防災に努めなければならない。

第14条

本規則の改廃及び施行について必要なる事項は、その都度協議してこれを定める。

第15条

本規則は、平成6年12月1日より実施する。

改正) 令和2年9月30日

上記に同意致します。

印